

## **[事案 30-296] がん保険金支払請求**

・令和元年7月26日 裁定終了

### **<事案の概要>**

医学的に有効と認められる治療がない場合等に支払われるがん保険金を請求したところ、有効な治療が存在することを理由に支払われなかったことを不服として、がん保険金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

肝細胞がんに罹患し、各種治療を受けたが、治療困難とされたため、平成14年9月に契約した積立利率変動型終身保険のがん特約にもとづき、医学的に有効と認められる治療がない場合等に支払われるがん保険金を請求したところ、支払いを拒否された。しかし、以下の理由により、がん保険金を支払ってほしい。

- (1) 近隣の総合病院では治療困難とのことで、実績のある大学病院の医学部長の紹介を受けたが、そこでも治療困難・無治療で今日に至る。保険会社の主張は治療できないことの証明がないということであるが、それを証明するには、結局死亡によってしか行えず、先端医療を受けるなどのために死亡前に支払うという特約の趣旨に鑑みて理不尽である。
- (2) 保険会社が依拠する診療ガイドラインは医療の実態とはかけ離れている。そのようなガイドラインを参照して「標準的治療」を判断することは不当である。本疾病の生存率が低いことは周知の事実であり、それは治療が困難であるためであるから、本特約の対象にならないというのは不当である。
- (3) 医者は余命に関する診断書を書かないのは常識である。余命を診断できる医者がいないにも関わらず、その医師の所見を診断書として出せとは非常識すぎる。

### **<保険会社の主張>**

本疾病は、以下の理由により、がん保険金の支払理由を充たしていないので、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 近隣の総合病院に確認したところ、本疾病には肝切除という「医学的に有効と認められる治療」が存在することが判明した。
- (2) 大学病院において治療困難と診断された客観的根拠が示されておらず、「医学的に有効と認められる治療がない」とは認められない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、診療状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、本事案の支払判断に際して必要な「医学的に有効と認められる治療がない」ことを証する医師の診断書が申立人において提出されておらず、保険会社が支払判断に際して診療ガイドラインを参照することや医学的に有効と認められる治療がないことに関する医師の所見を診断書として求めることが不当であるとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。